

平成30年度  
事業計画書

公益財団法人 大阪タクシーセンター

# 目 次

I	事業計画策定の基本方針	1
II	公益目的事業	
1	適正化事業	2
(1)	指導	2
(2)	研修・講習	3
(3)	苦情及び遺失物調査	5
(4)	タクシー乗場の設置及び運営	6
(5)	調査及び広報	7
(6)	優良運転者表彰	8
2	登録事務等事業	8
3	試験事務事業	9
III	収益事業	
1	登録用写真事業	9
2	教材・用紙等販売事業	10
3	共同休憩所運営事業	10
4	土地・建物賃貸事業	11
5	自動販売機による飲料等販売事業	11
IV	その他事業	
1	誘導案内整理事業	11
2	適性診断事業	12
3	国際ビジターズタクシー事業	12
(1)	認定運転者の拡充	12
(2)	予約センター業務委託の継続	13
(3)	新たな事業主体による組織運営	13
V	組織と運営	
1	組織体制	14
2	職員の職務能力の向上	14
3	本部建物・設備の整備	14
4	公認会計士等による監査	14
別表1	「研修・講習実施計画」	15
別表2	「タクシー乗場の設置・見直し等実施計画」	16
別表3	「登録事務等事業実施計画」	17
別表4	「タクシー乗場別案内人等配置計画」	19

## I 事業計画策定の基本方針

平成29年は、九州北部豪雨をはじめ度重なる台風の上陸などによる自然災害の被害に晒された一方、経済面では株価が25年ぶりの高値をつけるなど緩やかな景気の回復基調が続いているとされ、経済の下支えの一つである訪日外国人についても、年間2,869万人、消費額も4兆円を超えるなど、ここ数年の訪日外国人の増加傾向はますます顕著になっています。

大阪においても万博招致の機運を醸成していく中、来阪外国人は1千百万人を超え、消費額も1兆円を超えるとされました。

こうした中、大阪のタクシー業界にあっては、全国的な問題であるウーバーをはじめとするライドシェア問題、特定地域計画及び最近話題となっている中国式白タク問題など喫緊の課題に取り組んだ年となりました。その他にも運賃問題や活性化問題など課題山積の現状にあります。

公益財団法人大阪タクシーセンター（以下「センター」という。）にあっては、特定地域計画の活性化分科会における活性化への取り組みに協働参画したほか国際ナショナルビジターズタクシーの拡充などにも積極的に取り組んできたところです。

平成30年度の基本方針として、センターの根幹業務といえる公益目的の適正化事業、運転者登録事務事業及び試験事務事業の着実な推進に努めてゆく他、利用者に対して安心を与え、かつ事業者によるタクシー事業の円滑な運営のための適性診断事業、増加する来阪外国人に対するもてなしの一環としての国際ナショナルビジターズタクシー事業などに注力していくこととします。

また、事業運営とは別にセンター運営の基盤である財務についても改善に努めていくこととします。

センターの財務運営状況は数年来赤字運営が続いており、減車等の影響から負担金収入が減少する中、タクシー利用客の利便向上とタクシー業界の発展を図っていく上で緩急軽重の事業をこれまで以上に峻別することとし費用の支出見直しに努めていくこととします。

更に、組織についても事務の合理化や業務内容の見直しによる職員の適所配置、退職職員の不補充など思い切った見直しを行っていくこととします。

その他、円滑な組織運営のために職員の資質向上、業務環境の整備推進に努め公益法人としての責任を全うするため、公認会計士による監査や顧問弁護士等による法律相談などの助言を仰ぎつつ的確な法人運営に努めていくこととします。

タクシー事業を取り巻く環境はこれからも厳しい状況の続くことが予想されますが、センターにおきましても引き続き職員が一致団結してタクシー事業の適正化・活性化のため、積極的に各種業務を推進していくこととします。

## Ⅱ 公益目的事業

### 1 適正化事業

#### (1) 指導

大阪市内主要鉄道駅等のターミナル周辺及び夜の繁華街においては、従来から客待ちタクシーが過度に集中して交通渋滞を引き起こすなど円滑な交通を妨げていたところですが、関係行政機関をはじめとする輸送秩序確立連絡協議会における取り組みや事業者による自主街頭指導及びセンター指導員による街頭指導など官民業界を挙げた取り組みにより、悪質な客待ち駐車や国道2号線や御堂筋における夜間の二・三重駐車や解消など、不法行為の減少による交通秩序の改善が図られているところです。

しかしながら、交差点、横断歩道上、バス停における違法な客待ち駐車や危険なバック付による客待ち駐車も後を絶たないことから、一般ドライバーや市民等から苦情・要望が寄せられるなど業界全体の信頼を損なう要因となっています。

このような状況を踏まえ、タクシー業務適正化特別措置法（以下「タク特法」という。）に基づく適正化事業実施機関として、タクシー運転者に対する道路運送法及びタク特法等に違反する行為の防止並びに是正のための適正化事業を平成30年度もセンター事業の重要施策と位置付け、業務に取り組むこととします。

指導業務を行うに当たっては、指導車、サインカーを使用した機動的な指導活動や携帯電話等の装備品を有効活用して効果的に実施するとともに、運輸局、警察、業界団体等と連携し違法行為の防止や是正指導に努めて行くこととします。

#### ア 街頭指導活動

##### (ア) 街頭指導計画の策定及び実施

輸送秩序の確立及び輸送サービスの向上を効果的に推進するため街頭指導計画を策定し、毎月開催される輸送秩序確立連絡協議会で承認を得たうえ、計画に沿った街頭指導活動を実施します。

##### (イ) 違法行為の防止・是正指導

昼間から夜間にかけては、JR新大阪駅をはじめとする各ターミナル周辺において、措置要綱に定める交差点、横断歩道、バス停等における違法駐車や違法な客待ち、客引き行為、乗車拒否等の防止・是正指導を実施するとともに、事業者に対して運転者に対する指導の徹底について要請する等の活動も併せて実施します。

なお、JR大阪駅周辺とりわけ阪急百貨店西側のバック付け、阪急十三駅前、上本町6丁目周辺、JR天王寺駅北・東口などにおいては、未だ不法客待ち駐車が多く、市民や所轄警察署から苦情等が寄せられていることから、引き続き重点指導場所として取り組んでいくこととします。

##### (ウ) 関係機関等と連携した街頭指導活動

平成30年度も北新地・南地を夜間の街頭指導の最重要地域と捉え、合同街頭指導を運輸当局、所轄警察署、各事業者団体等と連携して実施するとともに、北新地における自主街頭指導についても取りまとめ機関として協働して街頭指導活動に取り組みます。

また、センターでは北新地規制地区内への不法乗入れや不法駐停車につきましては措置要綱に基づいた指導を行っておりますが、指定乗場外乗車の実態調査につきましては、平成30年度も継続して実施します。

(エ) 不法行為の防止・是正指導

非衛生行為やタバコ・ゴミ捨て等の苦情に対して、迅速・的確に巡回指導を実施するとともに、苦情多発場所については指導班を現地に派遣し、防止・是正指導を実施するとともに、同じく事業者に対しても指導の徹底を要請します。

(オ) 一般車両等との安全確保等公益に寄与する活動

指導員による街頭指導時においては、タクシー利用者をはじめ一般車両や歩行者等に対して交通安全指導を積極的に実施し交通安全対策の一翼を担います。

また、主要なタクシー乗場において、委託契約した案内人及び整理員とともにタクシー利用者の利便や安全の確保を図るほか、一般車両や歩行者との交通事故防止を図ることとします。

イ 事業所訪問の継続実施

当該事業所の運転者に係る違法行為や苦情等の不適切行為に関して運転者への教育・指導要請を行うほか、研修・講習会の実施、苦情等の取扱等センター業務についての意見交換を幹部職員を派遣して平成30年度も継続して実施します。

(2) 研修・講習

研修は、タクシー運転者としての資質の向上、交通安全意識の高揚を図るために実施しており、平成30年度も研修内容の更なる充実に取り組むとともに、利用者利便に資するかつタクシー業界のニーズに沿った研修等を実施して行くこととします。

ア 研修内容の充実

(ア) 常勤役員による研修の実施

新任運転者研修(4日間)等の研修科目であるタクシー運転者としての「基本的心得え」の講義について、常勤役員が担当して実施することとします。

(イ) 接客研修の充実

利用客から接客に関する苦情件数が全苦情件数の7割を占めていることか

ら各研修（新任研修、現任研修、自主研修）における接客に関する講習と高齢者安全運転研修、バリアフリー研修の充実をさらに図ることとします。

また、訪日外国人が、前年度は過去最高を記録しており、これからも増加することが予想されるなか、外国語対応による接客がますます求められることから外国語講座をさらに充実させることとします。

具体的には英語講座を初級編、実践編各1回、中国語講座と韓国語講座は初級編を各1回の計4回行うこととします。

#### (ウ) 高齢運転者安全運転研修及び個別研修の実施

今年度も引き続き「タクシー運転者のクオリティーアップと高齢者対策」（ニンタク制度）に基づく研修について、高齢者安全運転研修、地理習熟及び接客サービス向上研修を実施することとします。

#### イ 教材の充実と活用

各種研修教材の充実を図るとともに、タクシー事業者が実施する運転者教育を支援するため、視聴覚教材の貸出を無償で行うこととします。

##### ○ 貸出可能な教育ソフト

交通安全教育用ビデオテープ	12巻
交通安全教育用DVD	14枚

#### ウ 研修・講習実施計画

平成30年度の実施計画は、別表1「研修・講習実施計画」（15頁）のとおりです。

#### エ 事業者研修・講習の実施

事業者による運転者に対する地理並びに旅客及び公衆応接に関し必要な事項についての指導監督並びに運転者に対する運行管理の徹底を図るため、次表のとおり研修（講習）会を実施します。

##### ○ 研修（講習）会予定

名 称	時期	対 象	人員	受講料
運行管理者講習	7月	運行管理者	150人	1,500円
指導主任者(補助者)研修	10月	指導主任者及び補助者	150人	1,500円

### (3) 苦情及び遺失物調査

タクシー利用者からの苦情、要望及び遺失物の受理については、平成30年度も引き続きインターネットのホームページを活用したEメールと併せて24時間体制で受理し、利用者利便の向上に努めることとします。

なお、受理した苦情事案の処理は「タクシー運転者等の違法行為に対する措置要綱」（以下「要綱」という。）に基づき適切かつ迅速に行って利用者のタクシーに対する信頼の確保に努め、その苦情申告記録は運転者毎にまとめ、再発防止及び指導の徹底に向けた資料として活用することとします。

#### ア 苦情処理方針

##### (ア) 苦情及び要望の取扱い

利用者からの苦情及び要望については、的確に内容を調査し、要綱に基づき適切に措置するとともに、感謝事例と合わせて隔月発行のセンターニュースに掲載し、運転者及び事業者の利用者サービスの向上の一助とします。

##### (イ) 悪質重大な違反容疑の事情調査

乗車拒否等の悪質又は重大な違反容疑の苦情事案については、当該事業者の出頭を求めて事情聴取を行い、再発防止に向けた指導を行うとともに、近畿運輸局への報告等、要綱に基づく適切な措置を行います。

##### (ウ) 要綱に基づく原簿の管理

要綱に基づく原簿については、法人タクシー事業者、個人タクシー事業者及び法人タクシー運転者毎に整理を行い、違法行為の現認(街頭指導)及び確認(苦情処理)をした場合は、原簿に当該違反点数を登載し、近畿運輸局への報告・法人タクシー事業者への通報・累計違反点数証明書等の事務処理を的確に行います。

#### イ 遺失物調査処理方針

##### (ア) 申告の受理及び調査

遺失物の受理及び調査は、親切、丁寧、かつ迅速に対応するとともに、センターの遺失物処理システム及び警察からの拾得情報のホームページによる公表を活用する等により、業界との緊密な連携を図りながら発見率の一層の向上に努めます。

##### (イ) 利用者への注意喚起

遺失物の減少に資するためのタクシー運転者による利用者への声かけや車内確認、利用者を取りやすい位置へのタクシーカードの備付け及び忘れ物の注意を促す「車内ステッカー」（センターの忘れ物・苦情の連絡先及びインターネットホームページのアドレスを記録したQRコード入り）の貼付の徹底を引き続き事業者及び運転者に広く呼びかけていくこととします。

#### ウ 苦情・感謝事例集の活用

受理した苦情申告及び親切善行等の感謝申告を整理した「苦情事例集」（年2回発行）及び「感謝事例集」（年1回発行）を作成して事業者に配布し、事業所における指導教育の参考事例として役立ててもらおうほか、センターの運転者研修にも活用することとします。

#### エ 留守番電話による受付の廃止検討

利用者からの苦情及び遺失物等の留守番電話による申告は、センターの勤務時間内以外では17時から23時まで（土曜 12時から23時まで、日曜・休日 受付なし）に受け付けることとしています。

平成29年中では総計4,897件の留守番電話申告がありましたが、これの解析に相当の時間を要し、かつその内容から見ると約6割が無言電話など全く対応できないものでした。

しかし留守番電話の性格上全ての吹き込み内容を確認しなければ申告内容が判明しないことから、全件を再生して内容を確認する必要があり、そのための作業時間により、業務過重に陥っている現状にあります。

このことから、平成30年度中において業務負担解消のため廃止も視野に入れた検討を行っていくこととします。

### (4) タクシー乗場の設置及び運営

#### ア 現況

センターでは、タクシーを利用される方々の利便性と安全性を目的とするとともにタクシー事業の活性化を図るために乗場の新設、標識の電照化や上屋の整備或いはバリアフリー化等を図っているところです。

##### ○ 平成29年12月末における乗場の設置状況

区分	乗場	設置数	乗場	
			上屋付	電照式
近畿運輸局長指定乗場	大阪市内	45	3	13
一般乗場	大阪市内	118	28	12
	大阪市外	84	36	9
合	計	247	67	34

#### イ 平成30年度の取り組み

平成30年度も引き続き乗場の設置や乗場施設の改善に積極的に取り組んでいくとともに、他方実態調査の結果等により利用頻度の低い、あるいは実態に



合わない乗場については廃止又は移設等の整理も併せて行ってまいります。特に近年の交通情勢から公道上に乗場を設置することは極めて困難であり、駅前等の大規模再開発や大規模集客施設など事業主体に対するタクシー乗場設置の要請にも注力していくこととし、併せて乗場の段差切り下げなどバリアフリー化の取り組みも要請していくこととします。

現在、大きなプロジェクトとして進行中のものでタクシー乗場に関するものとしては大阪国際空港、なんば高島屋前、ウメキタ地区の新駅設置に伴う交通広場の整備などがあります。

大阪国際空港のターミナルビル改修に伴うタクシー乗場の整備は、関西エアポート株式会社による工事が進行しているところですが、本年4月の整備完了に向けて平成30年2月14日現在では南ターミナル乗場が臨時乗場に移設されて運用中です。

また、大阪駅北側の「うめきた地区2期」整備については大阪市とURが整備を推進中ですが、「地下新駅」の地上部分にできる交通広場については、未だ「コンペ募集中につき未定」とされております。しかしながら、過去の大阪駅整備の例を持ち出すまでもなく先手先手と動いていく必要があることから、あらゆる業務活動を通じて行政、事業者の皆様ともよく連携しながら情報の把握に努めるとともに、各種会議、集会、イベントなどのあらゆる場を通じて乗場整備を訴え続けていくこととします。

なお、平成30年度の具体的な整備推進内容は別表2「タクシー乗場の設置・見直し等実施計画」（16頁）のとおりです。

## (5) 調査及び広報

### ア 調査

#### (ア) 利用者に対するアンケート調査

タクシーの利用について利用者の意識や利用状況を把握するため、利用者を対象としたアンケート調査を平成30年度も継続実施します。

調査の方法は、主要ターミナルや繁華街等利用客の多い乗場において、ハガキの配布によるアンケート調査（配布数1万5千枚）とセンターホームページによるWEB調査とを併行して行います。

#### (イ) タクシー輸送実態調査

タクシー乗場の適切な運営及び事業者の事業活動に資するため、特定指定地域内の主要タクシー乗場10カ所において、タクシー利用旅客の輸送回数や行先別の輸送状況等を把握する「タクシー輸送実態調査」を実施します。

##### ○ 調査箇所（主要タクシー乗場10カ所）

- |         |             |          |
|---------|-------------|----------|
| ・大阪国際空港 | ・北大阪急行千里中央駅 |          |
| ・JR新大阪駅 | ・JR大阪駅      | ・JR天王寺駅  |
| ・阪急梅田駅  | ・京阪京橋駅      | ・近鉄あべの橋駅 |
| ・南海なんば駅 | ・南海堺東駅      |          |

## イ 広 報

### (ア) センターニュースの発行

センターでは、各事業者の事業運営に資するため並びにタクシー事業に対する理解を深めていただくため、タクシー事業者及び運転者、業界団体、行政機関並びに関係団体に対し、「センターニュース」（隔月発行）を発行しておりますが、平成30年度も内容の一層の充実化を図って各種情報の発信に努めることとします。

### (イ) 業務統計（月報）の発行

センターの毎月の業務実績をとりまとめ、翌月に発行します。

### (ウ) ホームページの運営

センターのホームページでは、センターの概況のほか業務内容、定款、事業計画及び予算、事業報告及び決算等を公開しているほか、苦情や忘れ物に係る申告の受付もホームページ上に開設しており、利用者の一層の利便を図ることとしております。これらの情報については適時更新するなど内容の一層の充実化と有効利用の促進を図って行くこととします。

### (エ) センター通信

警察署からの交通関係情報、道路管理者からの道路関係情報、その他センターからのお知らせ等各種の情報をタイムリーに FAX 通信にて各事業者に対して引き続き提供することとします。

## (6) 優良運転者表彰

旅客に対する親切善行をはじめ、交通事故被害者等急病人に対する緊急対応並びに犯人逮捕への協力など運転者の模範となる行いのあった運転者を顕彰し、接客サービスの意識向上を図るとともにタクシー事業全体の資質の向上に繋がるものとして、優良運転者表彰を行います。

なお、表彰の対象となる運転者は、事業者の申請に基づいて厳正な審査を経て決定され、表彰された優良運転者に対しては、表彰状、記念品の贈呈のほかタクシー車内に掲出する「優良運転者章」又は「優良個人タクシー事業者章」を交付することとしています。

平成29年度の優良運転者表彰対象者に対する表彰式は平成30年4月の開催を予定しております。

## 2 登録事務等事業

タク特法第19条の規定に基づく登録実施機関として近畿運輸局長の登録を受けて実施している登録等の事務については、国土交通省所管の登録ネットワークシステムにより適切に対応しており、平成27年10月から大阪府におけるB地域(単位地域)

において登録等の実施機関として事務を行っております。

登録等の事務については、登録そのものは微増傾向にありますが、既存運転者の高齢化も相まって登録者数全体ではここ数年緩やかな減少傾向が見られており、これらを総合的に判断して平成30年度の登録等事務の計画を別表3「登録事務等事業実施計画」（17頁）のとおりとして本事業を実施することとします。

なお、登録実施機関は5年毎に国土交通大臣の指定を受けなければなりません。平成30年は5年毎の更新申請年にあたることから更新申請を行うこととします。

### 3 試験事務事業

センターは、試験代行機関としてタクシー運転者になろうとしている者に対して試験を実施していますが、平成30年度は、前年度の実績から次表のとおり受験数を見込んでおります。

試験 \ 年度	平成30	平成29見込み	平成28
法令・安全・接遇に関する試験	1,400	1,320	1,268
地理に関する試験	2,000	2,070	1,701

## Ⅲ 収益事業

### 1 登録用写真事業

登録用写真は、登録事務において運転者証及び事業者乗務証の交付申請時及び訂正申請時等に必要となるため、センターにおいて写真撮影ができることとしています。

平成30年度においては平成29年度の見込数から次の表のとおり撮影件数を見込んでいます。

(大阪A地区)

項目 \ 区分	30年度計画件数		写真利用率	撮影見込件数
	項目別件数			
運転者証交付	3,110	9,225	75.2%	6,937
運転者証訂正	5,340			
運転者証再交付	30			
事業者乗務証交付	60			
事業者乗務証訂正	680			
事業者乗務証再交付	5			

注：1 写真利用率は平成29年度見込数から算出。(9110/6850=75.18)

2 写真撮影料金は1,000円

(大阪B地区)

区 分 項 目	30年度計画数		写真利用率	撮影見込 件 数
	項目別件数			
運転者証交付	200	733	41.0%	300
運転者証訂正	530			
運転者証再交付	3			

注：1 写真利用率は平成29年度見込数から算出。(681/279=40.99)

## 2 教材・用紙等販売事業

研修等に使用する教材等及びタク特法で定められた登録申請用紙については、事業者または運転者から購入の申し込みが有った場合に有料にて提供します。

区 分 教材・用紙等の種類	30年度 計 画	29年度 見 込 み	販売価格
登録申請用紙、運転者証交付申請書	1,000	1,220	20円
地理試験問題例集	1,000	800	400円
乗務員マニュアル	30	30	150円
地理の手引	1,600	1,500	800円
研修教本	5	3	800円
UDテキスト	1,600	1,470	1,500円
コミュニケーションシート	90	90	100円
運転者証用ケース（ポリカーボネイト）	2,700	2,710	150円
運転者証用ケース（プラスチック）	1,500	1,870	80円

注：1 地理試験問題例集はセンターのホームページからプリントアウトが可能。

2 「乗務員マニュアル」「研修教本」「コミュニケーションシート」は研修時に配布している。（受講料に含まれている。）

3 「地理試験問題例集」「地理の手引」「UDテキスト」は研修時に販売している。（受講料に含まれていない。）

## 3 共同休憩所運営事業

共同休憩所運営事業は、タクシー運転者の福利厚生を目的として独立採算制による運営を行っており、桜川共同休憩所と新大阪駅前共同休憩所があります。

桜川共同休憩所は、鉄骨2階建の平成28年の建築で、1階部分がテナント（食堂及び会社事務所）、2階部分が乗務員用の休憩所、会議室、トイレとなっています。

また、新大阪駅前共同休憩所については、事業者の急逝により平成29年7月か

ら運営を休止、運営事業者の公募を行っているところですが、具体的な応募がなく約半年が経過している現状にあります。センターにおいても飲食関係団体等に対して入居の働きかけなどを行ってきましたが、狭隘さや設備の古さなどがネックになり、応じる事業者は皆無の状態です。

同所はJ R西日本の土地を占有しているため毎月の賃料が発生しており、このままの状態においておくことはできず、平成30年度で存続を前提とするものの廃止も含めた幅広い検討を行って結論を得ることとします。

○ 共同休憩所設置状況

名 称	所 在 地	敷地面積	建物の構造等	座席数等	駐車台数
桜川共同休憩所	大阪市浪速区 桜川3-7-18	992.13㎡	鉄骨2階建 1階 テナント(食堂ほか) 2階 休憩所/会議室他	2階休憩所 20席 (7テーブル)	休憩所用 20台 テナント用 10台
新大阪駅前 共同休憩所	大阪市淀川区 西中島5-16	—	中型バス食堂車 他 S55.1.15~	7席	—

#### 4 土地・建物賃貸事業

センター本部4階事務室等の(一社)大阪タクシー無線センターへの賃貸は、平成30年度も継続することとします。

また、桜川共同休憩所の1階に入居する食堂及び会社事務所については平成29年3月から3年間の賃貸契約を結んでおり、平成30年度は契約2年目となります。

#### 5 自動販売機による飲料等販売事業

センターに来所する運転者や研修・講習生に提供するための飲料及びカップ麺の自販機を1階駐車場、2階休憩所に、桜川共同休憩所には飲料の自販機を設置しておりますが、平成30年度も引き続き事業を継続することとします。

### IV その他事業

#### 1 誘導案内整理事業

誘導案内整理事業は、タクシー乗場における利用者の利便性確保と乗場付近における一般交通との安全確保のために行っており、平成28年3月の入札により平成28年度から3年間の事業委託を行っているもので、平成30年度は最終委託年度となります。

なお、平成30年4月から大阪国際空港のターミナルビル改修に伴う乗場の変更に伴い整理員が1名不要となること並びにJ R大阪駅桜橋口タクシー乗場待機場入

口の整理員1名の削減が可能であることから、平成29年度までは案内人・整理員を12名としていたものを2名削減し、平成30年度は別表4「タクシー乗場別案内人等配置計画」（19頁）のとおり10名を委託することとして、利用者の利便に配慮した安全な誘導案内に努めることとします。

## 2 適性診断事業

適性診断事業については、平成27年12月に国土交通大臣より実施機関として認定を受けて平成28年1月から業務を開始しており、平成29年度は当初計画どおりの受診者数となる見込みであり、事業者からの問い合わせ・申し込みも増え、特に適齢診断の申し込みが増加傾向にあることから、平成30年度は1,662人の受診を見込んでいます。

### ○ 適性診断

種別	対象	受診者見込み		診断料
		30年度	29年度	
適性診断	旅客自動車運送事業運輸規則に規定されている適性診断（初任診断・適齢診断・特定診断I）	1,662	1,530 特定診断I	4,500 9,000

## 3 インターナショナルビジターズタクシー事業

大阪インターナショナルビジターズタクシーは、外国語での会話能力を有しかつ行き届いた接遇及び観光案内のできる認定運転者によるタクシーサービスで、平成27年7月から運営を開始しています。

センターでは運営に当たり、インターナショナルビジターズタクシー業務の事務局として乗務員認定制度による認定試験の運用をはじめ、予約事務の委託やホテルなどの訪問広報にも力を入れてきたところで、平成30年1月末では認定運転者は127名になりました。

平成30年度は、次のとおり取り組んでいくこととします。

### (1) 認定運転者の拡充

平成30年度も引き続き認定運転者の拡充に取り組むこととして、下表のとおり認定制度研修・認定試験を実施することとします。

### ○ 認定制度研修・認定試験

対象	種別	受講見込	受講料	試験料
語学が堪能な運転者であって、認定登録を受けようとする運転者 ※英語年2回、中国語・韓国語各年1回	英語	50名	5,000円	2,000円
	中国語	20名		
	韓国語	10名		

○ オンライン（スカイプ）研修

対 象	種別	受講者数
外国語講座を受講し、外国人旅行者に対してタクシー運転者として必要な会話ができることを目指し、スキルアップを希望する運転者 ※毎週2回・年4期制・無料	英 語	40名

(2) 予約センター業務委託の継続

予約センターは、平成28年12月から民間事業者へ業務委託を行っておりますが、その実績はセンターで予約を受け付けていたときとほとんど変わりなく、費用対効果の面からもその効果が疑問であることから更に検証を行い、継続の判断をしていくこととします。

○ 予約センター

関西ツーリストインフォメーション大丸心斎橋	10:30~21:00 (12/31は19:00まで 1/1は休み)	英 語 中国語 韓国語
-----------------------	--	-------------------

(3) 新たな事業主体による組織運営

本事業については従来から公益事業として取り組んできたところですが、平成29年7月に実施された大阪府の立入検査において、「事業者の事業運営そのものであり、公益事業としては疑義がある」として公益性を疑問視されたことから、平成30年度は「その他事業」として区分けすることとしました。

当事業は運営開始以来その事業効果を高めるために、広報活動の充実化、予約センターの拡充などいろいろな方法、手段によりその効果の拡大を図ってきたところですが、2年6ヶ月を経過した今でも運営開始当初とほとんど変わらない運営状況にあります。そのため費用対効果の面から見て予約センターの委託業務の妥当性について検討することとしますが、今後にわたって国際タクシー事業の目的達成のためには、公益法人であるタクシーセンターの業務範囲では限界があることから、タクシー事業者等で構成される組織体によって運営されるよう働きかけていくものとします。

## V 組織と運営

### 1 組織体制

平成30年度も引き続き次表の組織体制でセンターの諸事業を推進して行くこととします。

年度 \ 区分	役員	総務課	業務課	登録課	研修所	指導課	乗場管理課	計
30年度	2	8	5	3	8	30	3	59
29年度	2	8	5	3	8	30	3	59

### 2 職員の職務能力の向上

総務・経理事務の専門的知識の取得や各種研修を行うために必要な資格を計画的に取得させるための奨励や支援などに組織を挙げて取り組むこととします。

具体的には、職員に対するユニバーサルドライバー研修会や英語勉強会を実施するほか、運行管理者資格、適性診断に必要な産業カウンセラー資格の取得、バリアフリー研修に必要な介護資格など計画的な取得に努めていくこととします。

### 3 本部建物・設備の整備

センター庁舎2階の研修生用教室の空調設備が、経年劣化に伴ってその機能を果たしていないことから、リース契約による取り替え工事を進めていくこととします。

### 4 公認会計士等による監査

行政による外部監査制度の導入の指導に基づき、平成14年度から実施している公認会計士による外部監査を、平成30年度も引続き実施することとします。

また、センター業務のさまざまな問題等に対して、専門的な知識と経験による的確な判断と早期の対応及び円滑な業務推進のため、平成24年度から実施している弁護士及び税理士との顧問契約を平成30年度も継続することとします。



## 「研修・講習実施計画」

## ○ 一般研修等

種 別	対 象	受講者		受講料	
		30年度	29年度		
新任運転者研修	新たにタクシー運転者として採用された運転者	A地域（4日）	1,400	1,406	1,800
		B地域（3日）	200	170	7,300
新任運転者研修	特定指定地域(A地域)に単位地域からきて新たにタクシー運転者として採用された者(2日)	10	4	1,500	
新任運転者研修（地理研修）	特定指定地域又は指定地域のタクシー事業者から異動してきて新たにタクシー運転者として採用された運転者	A地域（3時間）	10	6	1,500
		B地域（3時間）	10	32	
新任講習	登録の取消し等により再度登録を行うための有効な講習修了証を取得するための研修	A地域（4日）	10	23	1,800
		B地域（3日）	10	5	7,300
命令講習	タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規定に基づく講習の命令を受けた者に対して行う研修	A地域（2日）	10	2	1,500
		B地域（2日）	5	5	6,000
現任運転者研修	A地域内の事業者間で異動した運転者（2日）	250	239	1,500	
自主研修	A地域内のタクシー事業者の指示により受講を申し出た運転者(要綱の研修を含む)	1日	800	714	1,500
		半日	300	274	800
自主バリアフリー研修	タクシー事業者の指示により受講を申し出た運転者	A地域	20	32	300
		B地域	10	0	1,300
出張バリアフリー研修	タクシー事業者等からの要請を受けその所属地域に出張して行う研修の受講者	A地域	30	0	300
		B地域	20	5	1,300
高齢運転者安全運転研修	認定事業者等の法人運転者及び個人事業者	150	154	3,500	
地理習熟・接遇向上研修		10	3	1,500	
指導主任者(補助者)研修	指導主任者及び補助者	150	150	1,500	
特別講座 (外国語)	英語	(年2回(初級編1回、実践編1回))	35	34	2,500
	中国語	(年1回(初級編1回))	10	0	
	韓国語	(年1回(初級編1回))	10	6	
職域研修	事業者の区域における研修受講	2,300	2,300	—	
合 計		5,760	5,565		

注：「A地域」とは「特定指定地域（大阪府A地域）」を省略したものである。

## 「タクシー乗場の設置・見直し等実施計画」

推 進 事 業	実 施 内 容	実 施 場 所
タクシー乗場の設置	堺市駅前整備に伴う乗場標識及び上屋の設置	・ JR 鳳駅前
	住民要望による港区八幡屋付近での乗場の設置	・ 地下鉄朝潮橋駅前
	若江岩田駅前広場整備による乗場の設置	・ 近鉄若江岩田駅前
	堺市による仁徳天皇陵整備に伴う乗場の設置	・ 大仙公園
タクシー乗場の廃止	利用状況調査による廃止の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下鉄大日駅前</li> <li>・ 大手前病院</li> <li>・ ベルファ都島</li> <li>・ 十三東郵便局前</li> <li>・ 四貫島ビル</li> </ul>
標識の整備	電照式乗場標識のJISピクト化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コウヅキキャピタル</li> <li>・ 地下鉄西田辺駅</li> <li>・ 地下鉄我孫子駅</li> </ul>
	一般乗場標識のJISピクト化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪マルビル</li> <li>・ ビューフレックス梅田ビル</li> <li>・ 高島屋東別館</li> <li>・ 三井ビル</li> <li>・ JR 森ノ宮駅</li> <li>・ JR 桃谷駅</li> <li>・ 日本橋駅</li> <li>・ 南海住吉大社駅</li> <li>・ フレンドリーストリート</li> <li>・ 阪神電鉄本社ビル</li> </ul>

## 「登録事務等事業実施計画」

(大阪府A地区)

項 目		年 度	30年度 事業計画	29年度 見込み	手数料額 (円)
有 料	運転者の登録	新規登録	1,260	1,196	2,000
		再登録	450	481	2,000
	運転者証の交付等	運転者証交付	3,110	3,023	2,000
		運転者証訂正	5,340	5,259	1,300
		運転者証再交付	30	30	2,000
	事業者乗務証の交付等	事業者乗務証交付	60	60	2,000
		事業者乗務証訂正	680	730	1,300
		事業者乗務証再交付	5	10	2,000
	謄本交付等	謄本交付・閲覧	70	74	450
	業務経歴証明	業務経歴証明	70	107	450
			11,075	10,970	—
無 料	登録の消除及び効力停止	職権消除	2,000	2,254	—
		消除申請	140	134	—
		効力停止	50	71	—
	登録事項の変更	免許証更新	5,440	5,445	—
		事業者変更	1,400	1,346	—
		住所変更	800	825	—
		氏名変更	15	15	—
		免停届出	500	503	—
		事業者住所名称変更	700	770	—
	返納	運転者証返納	4,000	3,627	—
		事業者乗務証返納	200	192	—
			15,245	15,182	—
合 計			26,320	26,152	—

注：黒枠太線は、申請時に写真添付が必要な項目を表す。

## (大阪府B地区)

項 目		年 度	30年度 事業計画	29年度 見込み	手数料額 (円)
有 料	運転者の登録	新規登録	150	135	2,000
		再登録	10	11	2,000
	運転者証の交付等	運転者証交付	200	183	2,000
		運転者証訂正	530	495	1,300
		運転者証再交付	3	3	2,000
	謄本交付等	謄本交付・閲覧	0	0	450
	業務経歴証明	業務経歴証明	0	0	450
			893	827	—
無 料	登録の消除及び効力停止	職権消除	15	15	—
		消除申請	20	21	—
		効力停止	0	0	—
	登録事項の変更	免許証更新	520	515	—
		事業者変更	40	37	—
		住所変更	30	46	—
		氏名変更	1	2	—
		免停届出	8	7	—
		事業者住所名称変更	0	0	—
	返納	運転者証返納	300	288	—
			934	931	—
合 計			1,827	1,758	—

注：黒枠太線は、申請時に写真添付が必要な項目を表す。

## 「タクシー乗場別案内人等配置計画」

配 置 場 所		項 目	30年度計画		配 置 日
			配置時間	人員	
大阪国際空港	案内人	大阪近距離	8～22	1	通年
		大阪遠距離		1	
JR新大阪駅	案内人	近距離	8～24:30	1	1月1日を除く毎日
	整理員	3階降車レーン	8～22	1	1月1日を除く毎日
JR大阪駅	案内人	桜橋口	8～22	1	1月1日を除く毎日
北 新 地	案内人	北4号 (エフワン前)	平日21～2 (土曜21～24)	1	日曜・祝日及び年末年始を除く毎日(注)
		北17号 (駅前第3ビル)	平日21～2	1	平日のみ
南 地	案内人	南2号 (道頓堀橋東側)	平日21～2 (土曜21～24)	1	日曜・祝日及び年末年始を除く毎日(注)
		南5号 (日本橋北詰)		1	
サインカー	整理員	国道2号線 (大和証券前)	平日21～2	1	土・日・祝日及び年末年始を除く毎日

注：年末年始とは「12月29日～31日、1月2日及び3日」をいう。